国際教育研究所紀要執筆要項

「国際教育研究所紀要投稿規程」第 6 条を受け、国際教育研究所紀要執筆要項を以下の通り定める。

1．投稿原稿の作成等

(1) 投稿原稿は和文または英文とする。

(2) 投稿原稿は、紀要編集会議（以下「編集会議」という。）が別に定めるレイアウトに従い、A 4 サイズで、横書き 48 文字×45 行とする。

(3) 投稿原稿ページ数の上限は、本文、注、図表・写真、英文要旨等を含み、1 編 15 ページを原則とする。

(4) 図表・写真についてはカラーを可とする。

2．投稿原稿の内容

(1) 研究論文（査読あり）

国際教育および関連領域について、先行研究に言及し研究内容に独創性や新規性が認められる実証的、理論的な研究であり、論理的に一貫性が保持されているもの。

(2) 調査・報告（査読あり）

国際教育および関連領域について、オリジナルな調査、事例などをまとめた報告であり、有用性、速報性などの観点から読者が広く関心を持つと思われるもの。

(3) 翻訳

他著者の外国語の論文等の翻訳。ただし、翻訳の公刊に必要な手続きを経ること。

(4) その他

書評、資料等が該当する。投稿の申し出により、編集会議がその都度検討する。

3. 原稿提出時の確認

(1) 投稿原稿が人を対象とする研究・動物実験・組換え DNA 実験に関する内容の場合には、下表に該当する書類の写しを添付するものとする。

研究・実験の種類	承認を受けたことを示す書類
人を対象とする研究	倫理審査結果通知書
動物実験	動物実験計画書
組換え DNA 実験	組換え DNA 実験承認書

(2) 転載に伴う出版権、写真・図版などについての著作権に関わる問題がある場合には、予め著作権者等の了解を得て原稿を提出するものとする。

4. 原稿提出時の明示事項

(1) 研究論文、調査・報告、翻訳等の区別

(2) 題目と英文による題名および著者名

(3) 英文による要旨

(4) 執筆者の所属等
(5) 連絡先

5. 投稿原稿の取扱い
(1) 投稿原稿のうち、査読ありのものについては、複数の査読者が「投稿原稿の査読に関する申合せ」に基づき審査し、その評価に基づき、紀要編集会議が審査結果を決定する。
(2) 審査の結果、原稿内容の訂正を投稿者に要請することがある。
(3) 原稿内容の訂正を求められた場合、訂正時には内容変更や著しい原文の変更及び追加は、行わないものとする。
(4)「翻訳」「その他」は査読対象ではないが、紀要編集会議が論理的一貫性や記載形式等の内容をチェックし、修正依頼や掲載の可否を判断することがある。
(5) 投稿原稿の最終確認は紀要編集会議が行う。

6. その他
(1) 原稿の種類によらず、編集会議が必要と認めた場合は、投稿者に内容や表現の修正を求めることがある。
(2) 「国際教育研究所紀要投稿規程」に記さない事態が生じた場合は、編集会議で審議して判断する。

附則
この紀要執筆要項は、令和 3 年 9 月 1 日より施行する。

附則
この改正 紀要執筆要項 は、 令和 5 年 4 月 1 日より施行する。